

## 利用にあたって

1. 本書は三重県環境森林部の森林・林業関係室、科学技術振興センター及び県関係部室の統計資料のほか、三重統計情報事務所、近畿中国森林管理局、緑資源機構、その他官公署の資料により編集した。
2. 資料は特に断らないかぎり、平成15年度（年度、暦年）に基づき、市町村又は地域機関管内別に記入した。また全体については、過去と比較できるよう原則として平成10年～平成14年（年度、暦年）を併記した。
3. 単位は表右肩に示し、資料出所及び特に必要な事項を脚注として掲げた。
4. 単位未満の数は四捨五入したため、総数と内訳数との計とが一致しない場合がある。
5. 統計表中、該当なしは空欄、または一とし、単位未満は0とした。
6. 森林の定義による区分について
  - ・ 2条森林  
「森林法」第2条において規定される森林で「木竹が育成している土地及びその上にある立木竹」並びに「木竹の集団的な生育に供される土地」の総称である。
  - ・ 5条森林  
「森林法」第5条において規定される地域森林計画の対象とする森林で、2条森林のうち、国有林及び試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものなどを除いた民有林（近隣する森林と森林施業上の関連を有しない0.3ヘクタール以下の森林など森林として利用することが適当でないと認められる民有林を除く。）である。  
5条森林は、地域森林計画の樹立又は変更の際に森林計画図においてその区域が明らかにされる。